

事務連絡  
令和5年3月20日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制について、別添1「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、その基本的考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容について取りまとめられました。

つきましては、都道府県等の障害保健福祉主管部局においては、特に別添1の5中の【障害者施設における対応】の内容について御了知いただき、位置づけの変更後も、別添2「オミクロン株の特性を踏まえた障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について」（令和4年4月11日付け事務連絡）等で依頼している、感染制御や業務継続の支援体制の整備、医師や看護師による往診・派遣を要請できる療養に必要な医療機関の事前確保の取組、感染者が発生した施設に対する応援職員の派遣等の対応について、衛生主管部局等と連携の上、当面取組を継続するようお願いいたします。

また、都道府県等においては、障害者施設等にも内容を御了知の上対応を継続いただくよう、貴管内の障害者施設等に対して周知いただきますようお願いいたします。

**【別添1】**

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

**【別添2】**

オミクロン株の特性を踏まえた障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について」（令和4年4月11日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）